

電機労働者懇談会

Electric Labor and Industry Correspondence

2006年10月10日

No 226

1部100円

発行者ELIC編集委員会中山森夫
108-0073 東京都港区三田3-2-20
TEL(03)3455-6006 Fax3451-3595
郵便振替00130-3-358078ELIC編集委員会

ELIC

元NECのHさんのうつ病は労災と認定 付加給付、今後の処遇で会社と話し合い開始

三田労基署に労災申請していた元NEC医療ソリューション事業部のHさん(40歳)に対して、うつ病になったのは業務によるものとして、労災が認定されました。

Hさんは、1990年に大学を卒業しNECに入社、2001年に医療ソリューション(事)に配属されました。配属後間もなく、長時間労働の連続や、休日にも自宅へ電話がくるなどの過酷な管理の中でうつ病を発症しました。会社からは私傷病扱いとされ1年半の休職期間の後、04年8月に退職となりました。

退職した後、Hさんは治療を続けながら、自分のうつ病は業務に起因するものであり、労災保険の申請をして救済を求めることが出来ることを知りました。

会社や病院などから資料を集めて、06年1月にNEC本社のある三



Hさんを激励する山下日本共産党前参議院議員(右)と中山電機懇談会事務局長(左) 電機懇談会

田労基署に労災申請を行いました。

電機労働者懇談会は、Hさんの訴えを受けて申請について相談し、労基署へ労災決定を要請してきました。

9月初旬、三田労基署から労災に認定したとの連絡を貰いました。この決定は、月間300時間を超える長時間労働が数ヶ月間続いていたという当時の状況が明らかになった結果です。また、当時の会社や上司による管理のあり方が考慮されたと思われます。電機懇やNEC懇は、Hさんの職場のある田町地区でサービス残業是正を求めて、毎月のように三田労基署への申し入れ・要請・申告を行っていました。サービス残業や深夜に及ぶ残

業が広範に行われていること、半年以上の長期休職者が72人いること(06年のNEC株主総会で公表)、医療ソリューションの職場実態などについて、労基署へ要請したことなど、日常的な取り組みも今回の決定に力を発揮しました。

今回の決定は、同じ病気で苦しむ多くの仲間たちに大きな励ましを与えるものになりました。

私傷病扱いによる退職の取り消しや、今後の処遇などについて会社との話し合いを始めました。(松下電子の尾形さんの過労死も中央保険審査会で労災に。記事6面)

今月号の紙面

- ①Hさんうつ病で労災認定
- ②-⑤電機懇19回総会、代表挨拶、来賓挨拶、プログラム全体発言、役員一覧
- ⑥東西南北、派遣労働者からの訴え、松下電子過労死は労災
- ⑦高見沢支部と交流、企業動向
- ⑧日立懇が総会

2-5面電機懇総会特集